

議案第60号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産

旧埼玉医療生活協同組合羽生総合病院跡地				
仮換地		従前地		
所在地	地積（㎡）	所在地	地目	地積（㎡）
羽生都市計画事業 岩瀬土地地区画整理 事業施行地区内25 街区51画地	9,679	羽生市大字 上岩瀬字中 妻551番1	宅地	13,506.02

2 処分の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

3 処分金額 金342,636,600円
(処分単価35,400円/㎡、地積9,679㎡で算出)

4 処分の相手方 東京都品川区西五反田三丁目9番23号
丸和油脂株式会社
代表取締役 倉持 和夫

5 処分の目的 羽生都市計画事業岩瀬土地地区画整理事業施行地区内において、新たな産業団地を整備するに当たり、羽生市岩瀬土地地区画整理組合が公募により決定した進出企業に対して、羽生都市計画事業岩瀬土地地区画整理事業施行地区内の市有地を売却する。

令和3年6月2日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明